

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：刈谷市立さくら保育園	種別：保育所	
代表者氏名：倉田 知子	定員（利用人数）：205名（211名）	
所在地：愛知県刈谷市若松町5-52（南園舎）愛知県刈谷市若松町4-33（北園舎）		
TEL：0566-23-1577（南園舎） 0566-62-5522（北園舎）		
ホームページ： https://www.city.kariya.lg.jp/smph/kurashi/kyouiku/hoikuen/hoikuen/sakura/index.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和24年9月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：刈谷市		
職員数	常勤職員：24名	非常勤職員：34名
専門職員	（専門職の名称）名	調理師 7名
	保育士 5名	園務員 2名
	幼稚園教諭・保育士 41名	事務員 1名
	看護師 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	（南園舎） ・保育室：11 ・遊戯室：1 ・便所：7 ・調乳室：1 ・医務室：1 ・職員室：1 ・給食室：1 ・相談室：1 ・教材室：2 ・更衣室：1 ・絵本コーナ1 ・倉庫等：5	（南園舎） ・総合遊具：1 ・ブランコ：1 ・鉄棒：1 ・砂場+バーゴラ：1 ・砂場：4 ・ジャングルジム：1 ・はんとう棒：1・乳児滑り台：1 ・乳児ブランコ：1
	（北園舎） ・保育室：6 ・遊戯室：1 ・便所：8 ・調乳室：1 ・医務室：1 ・職員室：1 ・給食室：1 ・休憩室：1 ・教材室：1 ・更衣室：1 ・シャワー室1・倉庫等：7	（北園舎） ・総合遊具：1 ・ブランコ：1 ・雲梯：1 ・砂場：1 ・スカイジム：1 ・小屋：1 （南園舎 1階） ・駐車スペース

③理念・基本方針

(理念)

・一人一人の子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし、入所する子どもの最善の利益を考慮し、環境を通して養護及び教育を一体的に行うことと、保護者支援と地域の子育て支援を行うことを目指す。

(基本方針)

- ・子ども一人一人の理解を深め、発達に応じた援助をする。
- ・子どもの育ちにつながる環境作りに努める。
- ・園と家庭、地域の連携を密にし、子どものよりよい成長を図る。
- ・職員相互の信頼感を大切にし、協力して保育目標の達成に努める。
- ・職員が保育に関する幅広い教養と専門知識を深める。

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況)

・保育園は市のほぼ中央に位置し、市役所をはじめ様々な公共施設や大型ショッピングセンター、JRや名鉄電車の駅があり利便性の高い地域に位置している。昭和24年9月に開設し、昭和35年3月に現在地に移転をしている。平成28年に道路を隔てた場所に0歳児から5歳児受け入れの最新の設備と保育環境を備えた南園舎を新築している。また、北園舎も同時に、3歳未満児受け入れ園として南園舎に準じた最新の設備を備え、園舎の改築をしている。近隣の幼児園や子育て支援センター、小学校や科学館、交通公園、老人ホームや障害児通園施設などとの交流を通して、人とのふれあいや豊かな経験ができるように保育に位置づけをしている。広い園庭には、花を咲かせる木や実をつける木などの樹木があり、恵まれた環境の中で子どもたちは嬉々と戸外遊びを楽しんでいる。大きな楠がシンボルの南園舎の自然を生かした斜面は子どもたちの冒険心をくすぐる格好な遊び場となっている。また、見事な枝を伸ばした桜の木がシンボルの北園舎の庭で、子どもたちは赴くまにのびのびと自分の遊びを楽しんでいる。

・「おもしろい遊びをみつけよう」～意欲的に遊ぶことができる環境作りと援助に取り組む～を研究テーマとして、子どもたちとともに遊びの中で積極的に取り組んでいる。

(保育サービスの実施状況)

・生後6か月～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日7時30分から18時30分である。
南園舎は0歳児（生後6ヶ月）～5歳児
北園舎 0歳児（生後6ヶ月）～2歳児

・施設長は子育てコンシェルジュとして当該保育所の子育て相談の他に、子育て支援センターでコンシェルジュとして、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年 9月 1日（契約日）～ 令和3年 3月 31日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	4回 （平成 26年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

(マニュアルや手順書、手引きなどの策定)

・行政の下、統一された各種のマニュアルや手順書、手引きなどが策定され保育サービスや保育園運営に活かされ必要に応じて改定され、職員に周知している。また、毎年公立保育園で受審している福祉サービス第三者評価受審結果を公立保育園施設長会議等で課題などを検討し、改定していくシステムが構築されている。

(地域の特性を生かした保育)

・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは刈谷市立保育園の基本方針に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は中学校区生活指導懇談会や幼保小中学地域懇談会や行事などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。
・地域の老人福祉施設と遊びを通しての交流を実施している。また、社会資源の情報提供として地域行事などの地域ポスターを保育園に掲示している。
・小学校でのプール体験や学校探検、リレーなどで幼児園と遊びの交流をしたり、中学校の校庭でどんぐり拾いをしたり、中学生の職場体験などの受け入れをして積極的な交流を図っている。
・地域の交通安全の呼びかけを行う甲冑パレードは年長児の憧れの催しとなっている。
・コロナ禍において地域との関わりは踏み止まっているものも多いが、できる範囲で経験や体験ができるように努めている。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備と保育の展開)

・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して交流する機会を作り、人との関わりを大切にしている。
・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。
・園庭には、桜並木やイチヨウ、楠、カエデ、ケヤキなどの大木がそびえ立ち、四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。昆虫やメダカなどの飼育や草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。
・近隣の公園で遊んだり、地域散策など身近な社会事象や自然事象に触れる機会がある。また、刈谷市の歴史伝統祭り「甲冑パレード」や刈谷FCによるサッカー教室への参加、美術館で開催される絵画展への作品の展示、バスを利用してプラネタリウムなどへ出かけたりするなど公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるように5歳児ならではの活動も展開している。

◇改善を求められる点

(中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定)

・中・長期計画を反映させ、具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画の骨子を保有しているが、具体的には策定されていない。年間の行事を主軸とした計画を策定し、保育経営案にも行事計画として明記している。
・中・長期計画の具体的な内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価調査を受け、全職員が同じ項目で自己評価をすることで、各自が自分の保育を振り返ったり、それに基づいて話し合いをしたりして、保育や園運営について、考えたり課題を見つけたりするよい機会となりました。

園として質の高い保育や効率的な運営を実施するには、園長が明確に方針や考えを全職員に伝え、主任保育士がリーダーシップをとり、運営方針等の共通理解ができるようにすることが重要ということを改めて実感しました。

また、保護者アンケートの結果から、保護者に評価されている点と保育サービスとして不十分な点が明確になったので、この結果について職員で話し合い改善できる事柄について早急に取り組んでいきたいと思います。

今後も全職員で福祉サービスの向上を目指し、常に改善意識をもって保護者に安心して預けていただける園運営と、子どもの健やかな成長につながるような質の高い保育に取り組んでいきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-（1）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> ・刈谷市立保育園の保育理念と基本方針、保育目標が確立され、それを基に、さくら保育園の本年度の重点努力事項が明文化されている。 ・理念や基本方針などは、保育園経営案や入園のしおりに記載され、保育目標はホームページ、保育園のパンフレット、保育園だよりなどに明記されている。また、玄関ホールや職員室、保育室などに掲示し、視覚的な周知を図っている。 ・職員には職員会議や研修会、保育活動展開などの折に周知を図るように努めている。非常勤職員には資料を配布し、子どもの午睡時間を利用して周知を図るようにしている。 ・保護者には入園面談時に資料を配布して説明をしたり、入園式で保育に照らし合わせ具体的に説明をしている。また、保育園見学者にはパンフレットを配布したり、市役所にも設置して広域的な情報提供を図っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-（1）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> ・市の第2期「子ども子育て支援事業計画」から、市全体の動向を把握している。また、地域の町内会の行事や会議、中学校区懇談会に参加し、情報交換や連携を図ることで地域の特性や変化を把握するように努めている。保育所を取り巻く保育のニーズや子ども数の動向などを把握し、パソコンデータに保存している。 ・保育所が位置する地域での福祉に対する需要動向や子どもの数、保護者や子ども像の変化、保育のニーズなどは保育所の運営を長期的視野に立って進めていくために必要な情報となる。把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。			
I-2-（1）-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> ・運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、職員会議等で検討し、課題や問題点を明らかにして保育に反映させるように努めている。 ・道を挟んで北園舎、南園舎の2棟で成り立つ園環境の特殊性から、未満時保育の保育内容の共通性とそれぞれの環境を生かした保育、保育に関わる保育士の資質向上、また、日々の保育環境や安全チェックなど安全面に関する事、保育士の経験年数による研修のあり方などを課題として職員会議等で検討し取り組んでいくように努めている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・市の「第2期子ども子育て支援事業計画」に基づいて、理念や基本方針の実現に向け、「保育の質の向上、環境の充実、地域との交流、安全対策」を目標とし、把握できる範囲での収支の裏付けを加味したさくら保育園の中・長期計画を策定し、必要に応じて職員へ周知している。</p>			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・中・長期計画を反映させ、具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画の骨子を保有しているが、具体的には策定されていない。年間の行事を主軸とした計画を策定し、保育経営案にも行事計画として明記している。</p> <p>・中・長期計画の具体的内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・具体的な事業計画の策定はされていないが、行事計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を集約したり反映させ策定をしている。</p> <p>・事業計画を策定の上で、実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、次年度の計画に反映させていくことを願いたい。</p>			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・行事計画を入園のしおりや園だより、ホームページに明記し、保護者には、入園式で資料を配布して説明をしている。また、行事内容に対する取り組みや内容をパンフレットにしたり掲示して保護者に配布をしている。行事実施後にアンケート調査を実施し見直しを行い必要に応じてその結果を保護者に報告している。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・保育の資質向上や保育サービスについて定期的に市の「成果・職員姿勢評価」に基づいて自己評価を行い、年2回職員との個人面談を実施している。</p> <p>・過年度に3回第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。</p> <p>・自己評価については、課題の整理や改善に向けて検討する機会や園全体で検討する場を設け、保育に反映させるようにしていくことを期待したい。</p>			

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 保育実践の評価については、職員間で改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図るようにしているが、自己評価については職員間で評価や分析、見直しなどをする機会が十分に機能していないので、自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していくことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> ・施設長自らの役割と責任について文書化し、口頭で年度当初職員会議などにおいて表明をしている。また、保育園経営案の運営機構に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について保育園経営案に明文化している。 ・より質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について保育園だよりなどに掲載して、理解を図っていくことを望みたい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら研修に参加したり最新情報を入手したりして、その内容を職員に提供している。 ・基本的な関連法に關した資料を収集し、リスト化して閲覧できるように職員室などに常備したり、必要に応じて、資料を配布して理解を深めるような努力をしていくことを期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	ⓑ・c
<コメント> ・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。 ・「おもしろい遊びをみつけよう～意欲的に遊ぶことができる環境づくりと援助に取り組む」を本年度の重点努力事項、また、本園の研究テーマとして設定し、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ・c
<コメント> ・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。また、基本方針や保育の実現に向けた人員配置、休暇取得計画書の作成、就業時間内での保育事務処理や保育作業、業務の単純化等働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら実施している。			

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	・ (b) ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の方針に基づき必要な人材や有資格者、人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。 ・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっているが、より良質な保育を目指しての人員の確保を課題として保育士養成校への依頼や潜在保育士の発掘などにも寄与している。 ・ 障がい児に対して、加配の保育士の配置や低年齢児には看護師が配置されている。また、保育に直接関わらない園務員なども配置されている。 			
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	・ (b) ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の育成や活用、処遇、人事考課制度に基づく評価などが総合的に実施され、目標管理制度の面談などで、保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせている。 ・ 行政の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示し実施している。個人面談などを通して、成果や貢献度を評価している。結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。 			
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	(a)	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政管理の下に、有給休暇、子の看護や療育などの特別休暇、育児や介護休暇、部分休業、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。また、行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、非常勤職員においても、健康診断の機会が確保されて利用をしている。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。 ・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルズ相談を受けられる仕組みが整えられ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	・ (b) ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の資質向上や保育サービスについて定期的に市の「成果・職員姿勢評価」に基づいて自己評価を行い、年2回職員との個人面談を実施し、職員一人ひとりに、「期待する職員像」について話し合う機会を持ち人材育成に向けた目標管理を行い、意識やモチベーションを高めていくようにしている。 			
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	(a)	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、1年目職員への新任指導員による月1回の訪問指導やメンタリング、2年目職員へのフォロー研修をはじめとする経験年数に応じた研修の実施をしている。 			

<コメント>

- ・園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施し、必要に応じて外部の専門講師による講話や指導を受ける機会が確保されている。
- ・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や看護師、園務員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。
- ・研修成果の評価を反映した研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交し、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。 ・実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士を実習指導者として実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやパンフレット、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容が公開されている。また、保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布をしている。 ・苦情・相談の体制についても掲示し、保護者や地域に公表している。 ・第三者評価受審について、保護者に公表をしている。受審結果についての公表を予定している。 ・保育園の事業計画を策定しその報告や財務等に関する情報を公開し、運営の透明性をより確保するための取り組みを期待したい。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは刈谷市立保育園の基本方針に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は中学校区生活指導懇談会や幼保小中学地域懇談会や行事などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。 ・地域の老人福祉施設との交流を実施している。また、社会資源の情報提供として地域行事などの地域ポスターを保育園に掲示している。 ・小学校でのプール体験や学校探検、リレーなどで幼児園と遊びの交流をしたり、中学校の校庭でどんぐり拾いをしたり、中学生の職場体験などの受け入れをして積極的な交流を図っている。 ・地域の交通安全の呼びかけを行う甲冑パレードは年長児の憧れの催しとなっている。 ・地域に根ざし継続している取り組みの他に、子どもの地域との交流を広げることを目的とした保育所の取り組みの新たな拡張を期待したい。 		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・市のマニュアルを整備し、事前のオリエンテーションで子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をし、受入体制を整え対応している。 ・お話や清掃活動、散歩時などの交通パトロール、などの地域ボランティアの受け入れや中学生や高校生の保育体験、高校生の吹奏楽や企業の作業ボランティアなどの受け入れも行っている。 ・ボランティア受入担当者を明示し、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、マニュアルに基づいた記録等の整備やボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。ことに、清掃活動やパトロールなど地域の方の善意によるボランティア活動においては、受入体制の工夫をしていくことを願いたい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・担当課を初め医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、発達支援施設、小・中学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。また、施設長は、校区の情報交換会に出席をしたり子育てコンシェルジュ会議のネットワーク会議に参加し地域情報を得ている。 ・保護者にはファミリーサポートや療育センター等の資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・施設長は地域で開催される会合や中学校区での会議などに出席をし、地域の福祉ニーズなどを把握しているが、施設等のスペースを開放したり利用したりしての地域交流事業の取り組みは市の方針として実施していない。 ・子育てコンシェルジュとして当該保育所の子育て相談の他に地域の子育て相談などを通して福祉ニーズを把握するように努めている。また、子育て支援センターでコンシェルジュとして育児や就園などについての相談や助言などをする機会もある。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・地域で定期的開催される会議などに出席すると共に地域の行事に参加し、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めるとともに、市を通して子育てコンシェルジュとして「育児おしゃべり会」や「出前講座」などで、子育て講座の講師や育児の話し相手などとして出向いている。また、休日や祝日保育、病児後保育、ファミリーサポート制度などの情報提供をしたり、掲示や資料の配布などもしている。 ・保育園や地域の親子を対象とした相談事業や食物アレルギーを有する子どもへの家庭支援など入所している親子を対象とした事業を実施している。 ・保育所は、可能な限り災害時における福祉避難所となる場合も想定されるため、災害時にどのような役割を果たすかについて、行政や自治体、地域住民と連携や協力などに関する事項等を定めていくことも重要な課題として検討していくことを期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	・ (b) ・ c
<コメント> ・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員に周知をするようにしている。子どもの尊重や基本的人権について事例や保育の計画などを用いて職員会議等で検討や評価を行い、共通理解を図るようにしている。子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。また、子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。 ・ 保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をする他に、保護者会などで具体的な共通認識を持つように配慮していくことも望まれる。			
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	・ (b) ・ c
<コメント> ・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、市のマニュアルを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 ・ 排泄や着替えなどの生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。 ・ 市のマニュアルに基づいてプライバシーに配慮した保育の実施に心がけているが、保育の現状とマニュアルの内容を確認し、より具体的な取り組みができるように虐待防止等の権利擁護に関するマニュアルも含めて見直しを図ることを望みたい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	・ (b) ・ c
<コメント> ・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、デジタルフォトなどを活用し、保育の様子などの情報を提供している。さくら保育園の園紹介パンフレットを市役所こども課に置き、情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。 ・ ホームページが作成され、保育園の特性や特徴、保育内容などを明確に示し、定期的に情報が更新されている。			
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a	・ (b) ・ c
<コメント> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービスなどを明記した資料を配布し説明をしている。 ・ 保育の開始や内容の変更時に、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。			

Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報 を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・保育所終了後も相談等に応じることを口頭で保護者に説明をしている。 ・保育所利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく、書面でも伝える環境を用意し保育の継続性を確保していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会や生活発表会などの行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くように努め、アンケート等も実施している。 ・家庭訪問や個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者会への出席などを通して意向を把握するようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。 ・得られた意向や要望等は、定期的な会議で検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制は玄関に掲示をしたり、入園のしおりに掲載し、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、担当課に報告をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。 ・登降園時には門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、保育カウンセラーの訪問予定を保護者に園だよりで知らせたり、相談者のプライバシーを配慮し相談室などの個室で相談を受けられるようにして環境を整えている。相談事案に対しては、専用のノートに記録している。 ・保護者に、自由に相談相手を選べ、意見を述べやすい環境を整えていることを、園だより等で周知していく工夫を期待したい。また、相談事案については記録とし明確に記載し、組織的かつ迅速な対応に繋げるようにしていくことを願いたい。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルを整備している。また、日常的なコミュニケーションによる平易な事項はメモに記録しファイルしている。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の危機管理マニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や不審者の対応等についてのマニュアルや計画書を作成し、定期的な会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、月2回の安全会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 ・ 子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、安全会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、安全チェックリストを基に定期的に点検したり、ヒヤリハットの記録を基に安全に配慮し事故防止に努めている。 ・ 施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。 ・ 遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政のマニュアルを基に、感染症に関する予防や発生時マニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発行されている。 ・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、嘔吐物処理セットや嘔吐缶を各部屋に用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。 ・ 食中毒は、対応マニュアルに従い、子ども課や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。 ・ コロナウイルス感染症対策として、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応を検討して環境を整えている。食事時に距離間が保てるように広めの机に買い替えたり、ペーパータオルやアクリル板の導入、空気清浄機や加湿器などを整え対応に心がけている。 		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

保39

a ・ ① ・ c

<コメント>

- ・ 行政のマニュアルを基に、災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制を明確に示している。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。行政の下に耐震対策や防災対策が施されている。
- ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っているが、引き取りの避難訓練の実施はしていない。
- ・ 災害発生時、保護者の帰宅困難の対応等に備え、水や食料、毛布、おむつ、コンロなどの備品の備蓄を整備している。
- ・ 保護者の協力を得て、保護者が引き取り可能な時間帯に子どもを引き取りに来れるような避難訓練を実施し、災害に対しての安全確保について認識を深める機会を持つようにしていくことを願いたい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の記録や保育計画、指導計画等は、期毎に検証し見直しがされている。また、他の標準的な実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や支援を要する子どもについては、個別の指導計画を策定している。 			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等について適切に記載されており、職員間で情報の共有化を図り周知している。 ・ 各保育課程の記録内容や書き方に差異が生じないように記載し、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、情報を職員間で共有を図っている。 			

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	③ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画の作成をしている。	保46	③ ・ b ・ c
<コメント> ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、市の保育の全体的な計画が作成されている。保育の全体的な計画は子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、地域の実態を考慮して編成しているうえに、保育園を取り巻く環境、保育園の特性や特徴をより具体的に加味したさくら保育園の基本方針や目標を策定し保育の全体的な計画に位置付けている。さらに、これらを基にして毎年、各年齢別の目標を作成している。 子どもの遊びや生活を通して、「心身ともに健やかで心豊かな子どもを育てる」を目指して、「明るく元気な子ども、自分で考えて行動する子ども、思いやりのあるやさしい子ども」を育てることに心がけ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 ・保育の全体的な計画については市の保育の全体的な計画のため職員参加で編成はされていないが、それを基にさくら保育園の基本方針や目標を加味したさくら保育園の保育の全体計画を職員参画のもとに策定し、定期的に評価し次の編成に生かすように努力をしている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	③ ・ b ・ c
<コメント> ・南園舎は木のぬくもりを感じる最新の設備を備えた園舎として新築され、北園舎もそれに合わせて未満児が快適に過ごせるよう南園舎と同等の設備を備えた改修工事をしている。 ・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。 ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には周囲の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安心して遊べるような環境を整えている。 ・園舎の一画に図書コーナーを設け、子ども同士や親子でゆっくりと絵本を楽しめるような環境を整えている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・保育室から屋外を一望でき、園庭の活動状況や桜やイチョウなどの木々の変化から四季の移ろいが把握できる。南園舎には自然の土手が広く伸び子どもたちにとって、花摘みや土手滑りなど格好の遊び場となっている。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ③ ・ c
<コメント> ・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するように努めている。		

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ・ 遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して交流する機会を作り、人との関わりを大切にしている。 ・ 戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。 ・ 園庭には、桜並木やイチヨウ、楠、カエデ、ケヤキなどの大木がそびえ立ち、四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。昆虫やメダカなどの飼育や草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・ 近隣の公園で遊んだり、地域散策など身近な社会事象や自然事象に触れる機会がある。また、刈谷市の歴史伝統祭り「甲冑パレード」や刈谷FCによるサッカー教室への参加、美術館で開催される絵画展への作品の展示、バスを利用してプラネタリウムなどへ出かけたりするなど公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるように5歳児ならではの活動も展開している。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉓ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを実施している。床暖が設置され快適に過ごせるようにしている。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶしたりして、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・ 生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。明るく広々とした乳児専用のテラスなどは、個々の遊びのリズムに合わせて、ゆっくりと遊べる場ともなっている。 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。室内は床暖が設置され快適に過ごせるようにしている。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・ 1・2歳児の子ども発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・ 子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・ 人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。戸外遊びを積極的に取り入れ、安全で安心して遊べるように配慮している。また、長く広い廊下は裸足で歩いたり、かけっこなどが存分に楽しめるスペースを確保している。 		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a . b . c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。園庭の自然豊かな四季の木の実や木の葉を生かした製作物や、マリンバやシロフォンを楽器遊びに取り入れて楽器本来の音域を楽しみながら表現活動をしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図り子どもの状況に応じた保育をしている。また、保育カウンセラーの訪問や指導、助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介もしている。 ・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びが指導計画の中に位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になることを望みたい。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a . b . c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継をクラスごとの連絡ノートを通じて文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担当が伝えるようにしている。 ・保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a . b . c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校のプール利用体験や1日入学、校庭散策をする機会などを設けたりして、小学校への期待が持てるような活動を取り入れている。 ・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校・中学校との合同会議や研修などに参加する機会がある。 ・保護者には保育参観で子どもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。 		

A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等について記録をし、状況について職員間で共有している。乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、看護師、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・健康診断、歯科検診、聴力検査を定期的を受診し、その結果を保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。未満児については、定期健康診断の他に月2回の巡回がある。また、健康診断の折に医師とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の歯磨きや手洗い、うがいなど保育の場面に反映させているが、コロナ禍においては自粛している。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て生活管理指導書を基に、保護者、施設長、主任保育士、看護師などを交え面接を行っている。 ・給食実施においては保護者や施設長、主任保育士、保育士を交え、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、調理員と連携し除去食や代替え食の対応をしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。 投薬の必要な子どもには、主治医の指示を明記した連絡表を用い看護師が投薬をしている。 ・会議等で全職員にアレルギー疾患についてマニュアルに基づいて必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	③ ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康な生活を送るために食育計画を立て、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・ ミニトマトやサツマイモなど季節の野菜を子どもと一緒に栽培し、給食として提供したり、収穫物を持ち帰り家族で食する機会を作っている。また、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した毎月の献立表を配布したり、毎日の食事をタブレットで展示したり、給食のレシピを提供したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。 ・ 食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。 ・ コロナ禍においては、大型の机に買い替えて、手製の仕切り板や座る位置を工夫し、黙食に心がけ食事をするようにしている。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ③ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園で給食を作り、温かい食事を提供している。管理栄養士により年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。 ・ 職員も子どもと距離を取りながら一緒に食事をし、嗜好や食べる量、残食などを把握して、調理員と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。また、衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ③ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園式や父母の会総会、行事、懇談会などの機会に保育の全体的な計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、玄関にモニターを設置し子どもの様子を知らせたり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。 ・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ③ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会、参加型保育参観等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようにしている。 		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ③ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・ マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関への照会や通告をする体制を整えている。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 			